

○議長（中村 敦） 質問順位 5 番、1、南伊豆地域ごみ処理計画の見直しを求める。2、白砂保全とウミガメ保護条例の制定について。3、稲生沢川河口の不法係留船の撤去について。

以上 3 件について、12 番 沢登英信議員。

〔12 番 沢登英信議員登壇〕

○12 番（沢登英信） 日本共産党の沢登英信でございます。皆さん、おはようございます。

議長より御紹介いただきました順に趣旨質問をさせていただきたいと思っております。

第 1 に南伊豆地域ごみ処理計画の見直しを求める。

ごみは燃やさず、分別し資源化することが大切でございます。南伊豆地域ごみ処理事業は、中間ごみ処理事業でごみの分別回収、収集等は各市町の独自事業でございます。

皆さんのお手元に配付させていただきました2024年11月12日付静岡新聞によりますと、静岡市ではプラスチックごみの分別回収を2028年から開始をする。再商品化施設は民間事業者任せの方式で、ごみ袋やプランター・パレットなどに商品化すると報道がされているところでございます。

静岡市では年間5,800トンの家庭系のプラごみを再利用することで、1万3,820トンのCO<sub>2</sub>の排出量を削減し、費用面におきましても、国の交付金を受けれるのでメリットがあるとされているところでございます。詳しくは後ほど御覧になっていただきたいと思います。

令和 4 年、2020 年度から御案内のようにプラスチック資源化の法律ができているところでございます。したがって、国は「プラスチックごみを焼却し、熱源として利用する。いわゆるサーマルリカバリーの回収は、熱回収施設による焼却はリサイクルとみなさない。」こういう見解を明らかにしてまいっているところでございます。

ペットボトルの分別回収は県下全市町村で実施をしておりますが、白色トレイの回収、これ未実施自体は県下35自治体の中、4自治体ということが静岡新聞の中でも紹介がされているかと思っております。

その自治体は下田市、南伊豆町、松崎町でございます。さらに事情があります湖西市がこの4市ということになっているわけでありまして。

そこで、容器包装プラスチック類には、16市町が未実施で19自治体を実施をしていると、容器プラスチックは御案内のように下田市は実施がされていない自治体ということになってまいっているわけでありまして。

そこで、白色トレイと容器包装プラスチック類の分別収集計画は、下田市としてどうい

計画を立てられているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、汚れた布や紙オムツの分別はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。後期高齢化社会を迎える中で、施設の紙オムツの量は大変増えてまいっているように思います。南伊豆町では、その分別の収集を今テストケースとしてやってるということが報道されているところではないかと思えます。

次に、下田市による令和5年度家庭ごみは3,606トンに対し、事業系ごみは3,818トンで、全国平均はこの比率が30%と言われているところですが、この比率は51.4%にもなっているわけであります。

さらにリサイクルごみが562トンで、総量の7%となっております。したがって、事業系ごみの減量化、資源化を進めないことには、この成果を得られないということになるかと思うわけであります。

そこで、事業者、旅館・ホテル、仕出屋さん等の雑がみ対策やプラスチックの分別収集計画はどうなっているのか。ぜひとも事業者にこういう働きをしていただきたいと思うわけであります。

2点目としまして、学校給食の残飯が旅館・ホテルの生ごみの分別収集の実施をすべきと考えます。これもどうなってるか、お尋ねをしたいと思います。

大きな項目として、ごみ処理計画のこういう収支の中で見直しがぜひ必要かと思うわけであります。衛生プラントの汚泥757トン焼却処分することは、資源化にまさに反しているように思います。中止をすべきであります。中止すれば広域ごみ処理の焼却炉は現在54トンとされておりますが、40トン程度で足りるのではないかと思うわけであります。

下田市の下水道事業では、学校給食の生ごみや下水道汚泥を含めましたバイオマス発電を検討中であろうと思います。浄化槽汚泥も含めて、人口減少時の今日の社会状況の中で、この課題をどう解決していくのか、こういう観点からも見直しが必要ではないかと思しますので、市長の所見をお伺いをしたいと思います。

さらに、下田市営じん芥処理場、これは南伊豆地域ごみ処理場の建設工事の期間中はどうするのか。事業は2年間延長されまして焼却炉は令和1年度完成、マテリアル施設は令和13年度完成予定となっているように思います。工期は令和9年度着工、例えば9年度着工としますと、この間の下田市民のごみはどのように処理がされるのでしょうか。法的にも、実際上にも問題であろうかと思うわけであります。問題どころかできないんではないかという疑問を持たざるを得ないと思うわけですが、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

います。

次に、白砂保全とウミガメ保護条例の制定についてをお尋ねいたします。

日本の太平洋側で白浜と呼ばれます有名なところは、和歌山県白浜町の白良浜海水浴場、あるいは千葉県南房総市の白浜町白浜、あるいは静岡県下田市白浜の大浜海水浴場が挙げられようかと思えます。伊豆半島の東海岸におきましても、河津町の今井浜、下田の各浜あるいは南伊豆町の弓ヶ浜が挙げられます。かつて、下田市で、全国の白浜サミットが開催がされました。海辺の白砂は貴重で、その保全と海水浴場等としての利用など、その調整を図っていく必要があるかと思うわけであります。下田市の大切な財産であります白砂青松を保護していく観点が必要と思えますが、市長の見解をまずお尋ねをしたいと思います。

今日の海岸浸食につきまして、特に吉佐美入田浜の現状について報告をさせていただき、市長の見解を併せてお尋ねをしたいと思います。

お手元の資料を参照していただきたいと思えますが、2019年の10月12日の台風19号の大波によりまして、ホテル現在の薫風からペンション稲七の沿いまで入田浜の浜地は2メートルほど低くなり、道路と境の側におきますところは3メートルも浸食をされるという事態となっているわけであります。

お手元の写真の青々とした現状の写真がそこにあるかと思えます。ここに吉佐美区は、殻を入れて20台からの車が止まる駐車場にしました。そして、その駐車場のさらに脇を地元の方が見晴台というような言い方ができようかと思えますが、写真にありますようにそこにあったソテツであるとか、あるいは木々を伐採し、海岸の植栽を全部取り払ってしまって、下の段にありますような状態にして、そこにテーブルらしきもの、椅子らしきもの、木の切り株を切ってそこに置く、これらも全て区におきましても個人におきましても許可なく、勝手にやられたという実態となっているわけであります。こういう状態が2016年から2018年に行われ、2019年の大きな津波が参ったということになってまいっているわけであります。

その結果、どういう事態が引き起こされたか、先ほど言いましたように、道路沿いは3メートルもこの護岸が削られ、海面すなわちそのものが2メートルも下がって、浜地の真ん中に岩が出てくるというような、こういう事態が引き起こされてまいっているわけであります。

そこで、浜地の管理は吉佐美について言えば、産業課、市であろうかと思うわけでありませんが、浜辺のこのような管理をしっかりとすべきと考えますが、どのようにお考えなのか。また、浸食対策はどのようにしていったらいいのかということをお尋ねをしたいと思います。

結局、吉佐美の駐車場の跡地を直すということで、吉佐美区でやりなさい、とてもそんな

費用はない。道路が壊れるので、それであれば下田市が手を出しましょうということで、黒いクレポーバックと言われるようなものを2列に浜地と道路沿いにおいて、仮設の護岸をつくったと。そして、今ここは縄を張って人が入らないようにして、自然に戻そうというような取組をしているところでもあります。実態はここに電柱が倒れている、放送施設が倒れているような写真が出ていようかと思いますが、こういう事態になっているわけでもあります。そして、ここにパイプが突き出ていようかと思いますが、ここは川がありませんので、浄化槽の水等は浸透式の升に入れて浜地に流す、こういう形になっているところでございます。

ぜひとも、吉佐美入田の浜を一つの例としてお話をしましたが、市内の海岸の浸食の実態というのはこういう実態になっていると。例として認識をしていただきたいと思うわけであります。

その一方で、浜にコンクリートを引いて護岸を守る。こういう形も進められてまいっておりますが、やはり自然をきっちり守るという意味におきましては、コンクリートで護岸を・・・のではなく、自然のままに継続をしていくことが私は必要ではないかと思うところでもあります。

そこで、下田市のウミガメ保護条例を私は制定をしてまいるべきだと考えているところがございます。2013年の9月3日、アオウミガメの保全のための勉強会という、こういう資料が既に東京都市大学の環境学部環境創生学科の田中章研究室でこういうものが出されております。これは下田市民文化会館でやられた報告で、既にそういう意味では市の皆さんも御承知かと思うわけであります。

その冒頭におきまして、2010年の夏の合宿の夜、入田浜で孵化後、砂浜から海へ向かうはずのアオウミガメの稚ガメが、海とは反対の方向に位置する自動販売機の前で立ち往生し、あるものは干からび、あるものは既に蟻にたかれている光景を目撃したとこういう書き出しでこの報告書はなされているものでございます。

アオウミガメは浜地を産卵場としており、ウミガメは環境省や国際自然保護連合の環境のレッドデータブックにおいても絶滅危惧1 B類、近い将来における絶滅の危険性が高い種であることや絶滅危惧種2類、絶滅の危険が増大している種に区分がされているところがございます。

日本で産卵し、黒潮の海流に乗って太平洋を横断して、多くはカリフォルニア半島の沖合にたどり着き、そこで成長したアオウミガメは、20年とか30年後に再び大西洋を横断して日本を目指し、日本の浜で産卵をするということが明らかとなっているところがございます。

これらのことは、環境省自然観光局日本ウミガメ協議会がこういう資料を出しておりますが、これらのところで明らかにされているところでございます。

5月から8月、9月の最初までの期間、産卵をし、奥行きが40メートル以上あること、きれいな浜でなければならない、深さ40センチ以上の産卵をする場合に亀が穴を掘るわけですが、掘りやすいこと、サラサラした柔らかな浜地であること、騒音や振動がなく、夜、産卵するので人工の明かりがない浜で、20メートル以上の浜の幅があること、80センチ以上の段差のない浜であることなど環境保全の目安ともなってもらおうかと思えます。

浦島太郎の物語がありますように、日本人と亀との付き合いは大変深いものがあるかと思うわけであります。

そういう観点におきましても、既に南伊豆町ウミガメ保護条例の南伊豆町は1997年、平成9年3月31日に保護条例を既につくっているところでございます。下田市におきましても、先ほど言いましたような環境保護の観点も含めた下田市ウミガメ保護条例を制定をしてまいらなければならないと思えますが、市長の所見をお尋ねをしたいと思います。

次に、稲生沢川河口の不法係留船の撤去につきまして、9月議会に続きましてお尋ねをしたいと思います。

下田市議会は稲生沢川河口及び下田港湾内の不法係留船8隻の撤去を求める意見書を令和6年9月26日、国や静岡県に提出をしたところでございます。

そこで、下田市当局としてはどのように考え、どのようにこの問題を解決しようと行動されてまいったのか、今後どのように進めるお考えなのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

2点目としまして、下田港は避難港で沖防波堤を国が建設中でございます。下田港の管理は、静岡県の下田土木事務所です。下田土木事務所とどのような協力関係を今日取られてまいったのか、お尋ねをしたいと思います。

また、賀茂地域水域利用推進調整会議の会長は、下田市の副市長が当たることになっていようかと思えます。どのような問題提起をこの会議でされてまいったのか、ぜひとも問題提起をしたいと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

海上交通上も津波の防災観点からも撤去が求められていると思えますが、解決困難な原因がどの辺にあるのか、併せてお尋ねし、多くの力を結集して、この課題を解決していただきたいと思いますのでございます。

以上をもちまして、趣旨質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは白砂の美しい海岸環境についての保護について、市としてのあるいは松木正一郎市長としての考えを申し上げます。

本市では白浜大浜を含めまして、市内10か所の海水浴場がございます。さらに、海岸線の延長は47キロにもわたります。これらは、市民生活に安らぎを与える本市の非常に貴重な自然環境であると同時に、観光の資源でもあります。

さらに、これらのそれぞれの区域が港湾法ですとか、漁港法ですとか、それぞれ様々な法律によって法律に規定されている管理者がございます。

私たち下田市では、こうした貴重な資源の保護に向けて様々なことを今行っております。例えば、下水道事業もその一つでございます。

最近始めているグローバルシティプロジェクトとしては、海の環境保全について、かなり重要視しておりまして、先般、あん・まくどなるど先生のコーディネートでやったウミガメに関する勉強会、これには沢登議員も御参加なさっていると記憶しております。

海岸清掃として実際に白浜海岸でペットボトルを拾いまして、それで作ったのが下田のポロシャツでございます。これは、アップサイクルプロジェクトというふうに呼んでおりますけれども、企業と連携しまして企業のほうは言ってみれば社会貢献として、利益を利潤を度外視して私どもに協力してくださいました。職員がこれを多く着ているのは御存じのとおりだと思います。

今後も市民観光客一体となって、さらには官民も連携しまして様々な取組を積極的に推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 私からは、南伊豆地域ごみ処理計画の見直しについてというところにつきまして、御説明させていただきます。

まず、1点目の白色トレーや容器包装プラスチックの件でございますけれども、これらの回収資源化につきましては、異物を除去する選別ヤード設備、運搬積込みのための圧縮機、バール化設備、搬出までの間保管するストックヤードなど新たなスペースと設備が必要になります。そのため、広域ごみ処理施設の資源化施設において整備し、その供用開始に合わせて実施する予定としております。

汚れた布は、再利用できる程度の汚れの衣類であれば、リサイクルできますが、油等で汚

れてしまったものにつきましては焼却することになります。

紙オムツの分別につきましては、近隣では南伊豆町が県の支援を受け、紙オムツ再資源化の実証実験を行っております。今後、県は実証実験の結果を各市町と共有し、紙オムツリサイクルの実用化を図りたいとしておりますので、この動向について注目してまいります。

続きまして、2点目の事業者への雑がみ対策やプラスチック分別をという御質問につきましては、下田市ではこれまで事業者チラシを配付し、分別の徹底や資源化への協力等をお願いするとともに、雑がみや機密溶解書類を無料で受け入れていることを広報してまいりました。その結果、機密溶解書類の受入れは、今年度4月から11月までと、昨年度の同月間を比べますと2万4,180キロから3万2,370キロと約8トン増加しております。

プラスチックの分別収集につきましては、先ほど申し上げましたとおり、資源化施設の供用開始に合わせ実施する予定ですので、それに向けて広報に努めてまいります。引き続き、雑がみの分別収集の協力を求めてまいりますとともに、事業者向けの減量・リサイクルマニュアルの作成を検討してまいります。

続きまして、3点目の生ごみの分別収集につきましては生ごみを分別し、再資源化する場合、一般的には堆肥化やバイオ燃料化等が考えられますが、それらの実施には処理施設の整備費用や資源物エネルギーの供給先の確保等が課題となります。現時点で、生ごみの減量化として行える対策としては、生ごみの水切りを行うことで水分の10%ほどは減らせると言われておりますので、事業者の皆様に対しまして水切りの徹底について周知し、協力を求めてまいります。

続きまして、4点目の浄化槽汚泥の処理につきましては、衛生プラントの汚泥処理は、南豆・西豆の各衛生プラント組合の所掌事務となります。南豆衛生プラント組合では、期間改良工事を見据えまして、バイオ発電の方向性について検討をしているところでございます。

続きまして、5点目の広域ごみ処理施設建設中の下田市のごみ処理についてですけれども、下田市の施設を稼働しながら並行して広域ごみ処理施設を整備する計画となっております。資源ごみのストックヤードを仮設で設けるなど、工事期間中も従来の下田市営じん荼処理場としての機能を維持する計画としております。工事期間中のごみ処理につきましては、事業者の専門性やノウハウを生かし、安全面など問題がないよう運営してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは白砂保全とウミガメ保護条例の制定についての中での海

岸浸食、それから運営等の管理をしっかりすべきという部分についてお答えを申し上げます。

漁港区域内の海岸空地の管理につきましては、不法な占用・使用等によりまして施設保全上支障が生ずることのないよう適切な管理に努めていきたいと考えております。

2019年の台風の影響によりまして浸食されました入田浜の海岸空地につきましては、さらなる浸食を防ぐため、2段の大型土のうを設置しておるところでございます。

海岸空地の一部につきましては、大型土のうの半分程度の高さまで徐々に砂が回復をしております、この状態が続けばさらなる回復も見込めると考えており、経過観察を続けるとともに地域に合った対策を検討してまいりたいと思います。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） それでは、企画課のほうからウミガメ保護条例の関係を答弁いたします。

現在、グローバルシティプロジェクトにおきまして、テーマの一つに海を掲げ、在来植物の保護やビーチの環境保全に関する取組を行っております。11月末には第2回ビーチ環境保全意見交換会交流会を開催をし、ウミガメをテーマに意見交換会を行いました。長年ウミガメの産卵状況の調査に携わっておられます下田海中水族館の方にも御出席をいただいたところでございます。

意見交換会におきましては、条例の制定の意義についても御質問、意見交換がされまして、その中ではウミガメを守るためなのか、ウミガメが来るすばらしいビーチの環境を保全するためなのか、そうした本質的な議論もなされました。様々な視点や立場によりまして様々なお考えがあるという中で、これからもしっかりと皆さんで考えていくことが必要との意見となったかなというふうに考えております。

ウミガメの保護や海の環境保全等につきましては、行政だけではなく、市民の皆さん、有識者、事業者の皆さん、多様な皆様の参画が欠かせないものと考えておりますので、今後も官民連携の取組の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私からは、ウミガメ保護条例の制定について、お答え申し上げます。

ウミガメを保護し、豊かな自然環境を守ることは、教育的な側面も含まれております。子



供たちにウミガメの保護の大切さを教え、将来の世代に豊かな自然環境を引き継ぐことは重要な取組と考えておりますので、関係各課や関係機関と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうからは、稲生沢川河口の不法係留船の撤去について。

まず、下田港における国と県、下田土木事務所との協力関係、関係性、役割についてお答えいたします。

まず、沖防波堤は暴風や波浪に際し、航行船舶が安全に避難できる水域を確保する、いわゆる避難港として国が直轄事業として整備しております。これと併せて県におきましては、係留施設等の内港整備を中心に国の交付金等を活用しながら同時に整備を行っている、そういった協力関係でございます。

次に、賀茂地域水域利用推進調整会議につきましては、本年10月28日に開催しております。議員のおっしゃるとおり、副市長が会長となっております。

その中で、「下田港不法船対策について」を議題としまして、漁船とプレジャーボートが混在する状況を踏まえ、今ある放置船の確認及び撤去指導をより積極的に行うとともに、放置等禁止区域の設定など各種具体の施策を検討を行うこととしております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 放置船といいたまいますか、不法係留船、様々な呼び方ございますけど、これらに対して県に対してお願いしたことを私のほうから答弁として付け加えたいと思います。

令和6年9月26日に、係留船の撤去を求める意見書を国及び静岡県に提出しています。そして、10月18日に新しい鈴木知事が移動知事室としてこちらにいらっしゃったときに、その意見交換の中で直接私とその状況説明と併せ、対策についてのお願いをいたしました。そうしたところ、その場で知事が対応していく旨の返事をしていただきました。そこにまさに港湾局長、それから港湾企画課長といまして、港湾担当課長が県庁からも来てくれていまして、それで知事の了解を得たことをそこで確認し、しっかり頑張りますというふうに言っていたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 御答弁ありがとうございます。

三つの質問点について、順次質問をさせていただきたいと思います。

前回の質問におきましても、プラスチックの分別収集については、令和13年のマテリアル施設ができたときにやるんだと。これは中間処理として処分をする計画であって、まず分別して収集をするということが下田市の仕事としてあるわけです。既に白色トレーにつきましては、御案内のように市内のスーパーと言ったらいいんでしょうか、大きなお店でボックスをつくって、ここ入れてくださいということをやってみて、そして既にその処分は民間の業者を通じて処分がされてるとこういうことになってるわけですので、例えば、南伊豆町や河津町のように役所にそういうものを分別しておくボックスを置けば、市内の人が持ってきていただくと。各所にそういうボックスを置ければ、分別収集をまずするという計画と姿勢が私は必要ではないかと思うんです。それを18年の中間処理のマテリアル施設ができなければ、できないんだと。施設が狭いからできないんだというのは、これはやらないことを理由にしてる答弁ではないかと思うわけです。

さきの質問におきましては、市長は、令和13年のマテリアル施設ができたときではなく、そのときにはもう収集の体制ができ上がってなければ処理もできないわけだから、前もってそういう体制をつくりますよと、市長がそういう答弁をしているにもかかわらず、何で担当の課長が13年にならなければできないんだというような答弁を繰り返しているのか。まさに減量化を進めようという姿勢について、疑わざるを得ないと思うわけです。これはそんなときを待たなくても、収集するボックスや収集する計画さえ持ちさえすればできることであるし、南伊豆町や既に河津町はプラスチックではありませんけども、この日はダンボールを集めるんですよと、ごみの半分以上を占めているそういう形で進めてまいっていいよかと思えますので、この点はぜひとも答弁を改めていただいて、早急に分別の計画を立てるとこういう姿勢を明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、先ほどの資料の静岡新聞を見ますと、費用は年間プラごみの収集量が6億8,000万円ほどかかると。中間処理施設に2億6,000万円ほどかかるけども、実態的にはこの15年間で173億円の国からの清掃費の補助があるので、分別収集することが静岡市としては財政的にもプラスになるよと、こういうことが記事として書かれているわけであります。

さらに昨日、岡崎議員が松崎町の例を挙げて、200億の新たな一部事務組合の公益の54トンの炉とマテリアル施設を造るには200億からの費用がかかると。これは令和2年3月に発表された資料に基づくものを松崎が編集したんだと思いますが、5社の見積りの平均が建

設費に200億かかると。そうしますと約その半分が100億を下田市が出すということになりますと、これは20年を使うという想定で考えてますので、まさに500億を20年で割りますと50億だと。さらに下田の人口が2万人と想定しますと、まさに建設のために20年間、毎年2万5,000円ずつ出すんだと。しかも、その中には収集費は入っておりません。中間処理として燃やすだけの費用ですので、収集費は焼却炉運営するのに6億かかると言ってますから、これも下田が半分だとすると3億かかると。2万人で割りますと1万5,000円かかると、さらに収集費が5,000円ぐらいかかるとしますと2万円からの費用が必要になると。さらに20年持たせるためには10年単位で大改修をしなければならないと、こういうことが言われているわけです。まさに建設費に5万円、運営費に4万円以上かかると。市民1人当たり20年間ごみの費用に10万円、大変な費用をかけるというようなこの計画はこんなことをしてではほかのやるべき仕事ができなくなるということは明らかだろうと思うわけです。その点は岡崎議員も指摘をしたところと思うわけですが、ぜひともそういう観点からも、この公益の大型のごみの処理は見直しをすべきだろうと思うわけです。

そして答弁がございませんでしたけど、2年間延長しました建設期間の間の下田市のごみ処理はどのようにするのかと。恐らく他町村に東河の焼却持っていったり、あるいは松崎や西伊豆で燃やしてもらいなり、こういうことをしなければ実態が処理ができないということになるのではないのかと。

今の焼却炉で燃やしているながら建設もするんだという答弁を前担当課長はしてましたけども、実態は今の量りがあるところや量りのところの施設まで含めて新たな炉を造るという建設予定地になっているわけですので、そういう実態から見ますと前鈴木課長が言われたことは全く実現ができない、実際上も実現ができないということになるかと思いますが、この点はどのように考えておられるのか。この3点について、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 市内各所でスーパーマーケット等で回収ボックスを置いていただきます。実はこれは、市役所当局からお願いをしたものも多数ございます。要は、私たちは、新しい施設の供用開始までには、分別を完全実施をやらなければならない。そうすると、それに向けて段階的に、いきなり明日からこうしろということではできませんので、徐々にリサイクルの形を進めていく、そういうふうな考えでございます。

先ほど課長の説明だと供用開始に合わせて実施するというふうに何となく言葉としては、それまで何もやらないかのように聞こえたのかもしれませんが、あくまでも私たちは、

それをももちろん最終的なゴールとしながら、そこに向けてまだ整っていないけれども分別の習慣をつけていただくというふうなことをお願いしていく、その段階的な設計を今やっているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 1点目につきましては、今市長が申し上げたほかに議員おっしゃられるように、14年度の供用開始まで何もしないのかということではなくて、14年度の実際のリサイクルに向けて事前に周知等こういったものを図っていきたいというふうに考えております。

また、実際問題としまして、集めたものをどうするのかというところもでございます。こちらにつきましてはストックヤードの確保等の問題もございまして、日本容器包装リサイクル協会のガイドラインというものがございまして、市町村から引き取る場合、「白色トレイを除く」とされてますけれども、圧縮しなければなりませんよというのが基準の一つとしてございますので、そういった対応をしなければならないというところもでございます。

負担金につきましては大きな額ですので、こちらにつきましてはできるだけ下田市の負担金もほかの町の負担金もそうですけれども、少なく済むような有利な制度というのを継続して検討してまいりたいなというふうに考えております。

3点目の下田市のごみ処理施設をどうするのかと、外部へ出すんじゃないのかというお話につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既存の施設を壊しながらそこに施設を建ててという形で外に出す計画となつてはございません。これまでの環境対策課長答弁こういうのがありましたけれどもというお話しございましたけれども、そのとおりで計量台等はその前に事前に移すと。この進め方につきましては、実際これから決まる事業者さんのノウハウによってやり方が変わってこようかと思っておりますけれども、今の計画の段階としては、下田市のごみを外部へ持って行って処理をしてもらうというものではなくて、下田市営じん荼処理場の中で処理をしながら新しい施設を整備していくという計画となっております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 市長から14年、あるいは令和13年から始めるんじゃないかと、今からプラごみを含めた分別収集の計画は立てるということでございますので、早急にその計画をきっちり立てていただいて市民に明らかにし、あるいは事業者に明らかにして協力を仰ぐという、

こういうことをぜひとも進めていただきたいと思います。

それで、令和5年度におきます決算の主要な施策によりますと、令和元年度のごみの量は下田市の場合は9,405トンだと。これが令和5年度には7,986トン、約8,000トンまで少なくしてまいったと、約1,400トンが5年間でごみの量が少なくなってきたと。この間には雑がみの取組であるとか、いろんな取組があつてこういう結果になったと思うわけですが、ぜひともそういう具体的に約8,000トンのごみを半分にする、年間4,000トンにするんだとこういう斬新な計画を立てて取り組んでいただきたいと思います。それにはやはり生ごみ、紙が一番大切でごみの中に約半分あるわけですから、あとプラスチックと生ごみが20%ずつございいますので、この三つを処理できれば90%のごみに対応できると削減の可能性があるということになるかと思しますので、ぜひお願いをしたいと。

それから、今のところできるんだということを言ってますが、今のマテリアル施設のところ民間の処理施設のところに焼却炉を建てるという計画になってますので、そうしますと今造っている民間の処理やマテリアル施設は、またどっかで造るのかとこういうことが当然出てくるわけで、これは誰が考えてもできないことをできると言つて今計画がつくられていると、こういう具合に考えざるを得ないと。しかも、金額的にもべらぼうな100億ものを建設費がかかるというようなことも想定しなければならない。こういう計画は、下田市の側からもぜひ見直しの提起をしていく必要があるかと思うわけですが、どのようにお考えなのか、再度質問したいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（白井通彰） 今の御質問につきましては、資源化施設を壊す前に仮設の施設を建てることになりまされども、具体的に仮設の施設をどこに建てるのかと、敷地の中のどこに建てるのかとこういったことにつきましては、やはりこれから決まることになる整備される事業者さんが、要は自分たちの専門性や経験、ノウハウを生かして設定することになります。

また、そちらの整備の事務となりますとどうしても一部事務組合のほうの事務になりますので、今どこに建てるのかとか、そういった詳細な情報としては下田市としてはつかんでいない状態です

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 要望して終わりますが、下田市の焼却施設を1市3町のために提供する

ということをしてるわけですから、下田市としてどういうことになるのかということは、民間の業者の知恵を借りなければ分からないという、こういうようなことではなくて、自らの頭で考えてこういう問題があろう、こういう問題はこう解決しようという、こういう筋道を立てなければ事業計画は実質的にできないと諦めざるを得ないと。無駄金を大変一部組合の負担金を含めて使うということに私はなるのではないかと思いますので、ぜひともよろしく御検討をお願いをしたいということで、次の白砂保全とウミガメ条例のほうに移してまいりたいと思います。

それぞれ白浜大浜につきましても、やはり海水浴場だけではなくてバレーボールの大会をやるといふことの今までの経過を見ますと、浜の砂を大きく動かして平地をつくってそこでコートを張ると、こういうことをやってまいりますと、白い砂であったものがだんだんと茶色の砂になってくるといふ現状が一方であろうかと思うわけです。それは自然に白い砂に戻っていくといふ、この自然の復元力というものを期待をしながら持続的に守っていくといふことを考えまさんと、一年中海水浴場として使えればいいんだといふような温かい国もありますけども、下田の場合にはやはりそういう考え方ではなくて、自然を守っていくといふことが必要ではなかろうかと思うわけです。

そういう観点からは、ぜひ南伊豆町でも既にできている下田ウミガメの保護条例をつくって浜地の監視であるとか、環境保全に関わる人たちを市が雇うなり要請をするなりして、対策を取っていくと。浜地の保護、監視をする体制を取るべきだと。そして自然環境を守っていくことが必要で、皆さんから御答弁をいただきましたけれども、それで浜地が守れるとはとても考えられません。少なくとも守ろうといふ体制をつくっていくといふことが必要であろうかと思いますが、この点についてどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○12番（沢登英信） はい。

○議長（中村 敦） 11時5分から再開します。

午前10時53分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私のほうからウミガメを監視する体制について、お答え申し上げます。

この条例を制定している南伊豆町では、ウミガメ保護を監視するボランティア団体の組織が弓ヶ浜と入間にあると伺っておりますので、近隣の先進的な事例がありますので、そういったところを参考にしながら近隣関係課と連携して機運醸成を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） ぜひ勝手な開発をやめさせるということを行うだけではなくて、それが体制的にどう保障されるか実現できるかという仕組みがなくては答弁のための答弁になってしまうと私は思うわけです。

現状はさらに言えば、入田浜の一番奥にゲストハウスができて、この夜間もこうこうと駐車場を含めて家の外に電気をつけているとこういう状態になって、それらのものは海に向かって光が発射がされると。あるいは入田浜側に区がやってました売店がCOPAというようなお酒を販売するようなお店になっていて夜遅くまでやってると。あるいは真ん中にはピザ屋さんがあって、そこで夜9時近くまでお店を開いてると。ここもまたネオンを海岸に向かって光を発射してると。それだけではなくて、勝手に浜地を見晴台的に使ったように、こういう実態を知らない人がそこへ入ってきますと、その浜の前を自分のとこのプライベートビーチとして使いたいみたいな、ベンチを置いて海を見晴らす場所にしたらどうかという意見が出てくるという実態にあらうかと思うわけです。

そして、これらの経過を見れば、そういう意見がいかにも自然を破壊をしていく結果になるのかということが私は明らかならうと思っておりますので、ウミガメが産卵できるような浜地を守る、あるいは海岸浸食を守るとこういう観点からでもウミガメ保護条例をつくって、その市民の関心を高めてそういう体制を浸食対策を市としても進めていただきたいと思っておりますし、そういうことをチェックができる保護体制、監視体制というのはぜひとも必要かと思うわけです。

先ほど生涯学習課長さんのほうから、近隣に南伊豆もやってるので早急にこういうことを調べて進めていきたいよと大変ありがたい御答弁をいただきましたけども、教育委員会だけではなくて海岸保全に関わるそれぞれの担当課でぜひとも、既に条例ができて県条例もある

ところもあるわけですし、静岡県におきましても希少動植物の保護の条例があるわけですので、それらを参考にしてぜひ原案をつくって、それらは規制が伴うわけですから当然運営の人たちと話し合いをしていただいて協力体制をお願いをすると、こういう手続が必要かと思うわけです。ぜひとも、そういうウミガメ保護条例の制定に向けて取組を進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 視点として二つあるかなと思います。

一つはまず今下田市としてはグローバルシティの中で、やっぱり海というのは下田の大きな財産であるというそういう認識を持つということを取組のほうを進めております。その中では、地域のアイデンティティとしての海を大切にしていこうという中で環境ですとか、スポーツですとか、様々な視点から海の保全、活用を検討してるところでございます。

そうした中で、様々先ほどございましたように民間の皆さんとの動きも広がっていますので、一つは海を大事にしつつ有効に活用していくということについては市内の共通の認識として様々な分野で広げていきたいというふうに思います。

もう一点のウミガメの条例に関しましてはちょっとまた少し視点が変わると思うんですけども、今沢登議員からもございましたように実際にやるとなると光のこととか、騒音のこととか、営業のこととか様々な地域としての課題が関わってくるかなというふうに思います。

先日行われました市民の皆さんとの意見交換の中でも、条例としてももちろんつくるというのも一つの手法であるんですけども、やっぱり地域の方が本当に一つになって、うちの浜をみんなでウミガメが来れる環境にしようという、そういった意識の醸成も地域としても同時に進んでいかないとなかなか条例としての効果が出にくいというところもございますので、もちろん市としても取組は検討しますが、また地域の皆さんとも意見交換をして有効な形ができるように市内でも検討を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） この点につきましても要望して終わりたいと思いますが、先日の会議におきましても38年間もウミガメに関わってきました下田海中水族館の浅川さんのお話があったかと思うわけですけども、浅川さんもやはり下田市としても保護条例をつくっていただきたいという最後の締めくくりであったかと思うわけです。それは市民全体で環境条例をつくっていくということが必要かと思っておりますけども、ぜひともリーダーシップは下田市が取



っていただいて条例の原案をつくっていただいて、そういうものを持って地域の人と話し合いをすることでこういう体制をぜひ取っていただきたいと思います。

次に、稲生沢川河口の不法係留の撤去について、再質問させていただきたいと思います。

市長のほうから先日鈴木県知事と話をし、港湾局長にもお願いをしていただいたと大変ありがたいと思うわけですが、やはり課題は、お願いして状態からいきますと、船を持っている所有者の所有権の問題もありますし、管理の問題もありますし、倒産してしまっている実態の所有者があると言いながら、倒産をしてしまってもう実質的に消費者なしで放置されてる、こういう内容も含んでる行政もあろうかと思うわけです。

そうしますと、やはり下田だけではなくて、こういう港湾の問題は下田港と似たようなところはやっぱり同じような課題を抱えていようかと思うわけです。ですから、やはり県知事をお願いしていただくことは大変ありがたいことですが、それだけで解決ができるという具合に考えていいような課題ではないのではないかという具合に思うわけです。これは防災上も、大変に差し迫った大きな課題であろうかと思しますので、ぜひともそういう意味での同じような課題を抱えている自治体の協力体制、それから法的にも財政的にもいろんな問題が絡んでこようかと思しますので、やはりプロジェクトチーム等をつくって、しかも他の自治体の同じような問題を抱えているところの協力をいただくと、こういうことが必要かと思えます。

そういう点で、ぜひとも地元から言えば賀茂地域の水域利用の推進会議、これは本来そういう係留船を撤去するための組織ではないと利用を主にした組織だろうとは思いますが、取りあえずそういう組織がないとすれば調整会議に頑張ってくださいということしかないかと思うわけですが、これらについての副市長の見解を含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 副市長。

○副市長（高野茂章） 10月28日に行われました賀茂地域水域利用調整会議におきましては、主題としましては下田港に放置船対策、沈廃船のほうもそうなんですが、これから今後の対策としまして、放置船をどうやって少なくしていくかという対策でございます。

県のほうからの提案というか、これから進めていきたいということなんですが、係留について許可制にすると。プレジャーボートと漁船が入り乱れておりますので、漁船については伊豆漁協のほうに一括して所有者から全部調べていただき、そこも全部許可制にすると。プレジャーボートのほうが所有者がまだ把握しきれてないところがあると。ただ、ヨット協会の

方もプレジャーボート協会の方もその会議には出席しておりまして、所有者把握には協力は惜しまないということになっております。

プレジャーボートにつきましても許可制にするということで、県のほうに許可申請をして係留許可が持っていないと係留ができないという形にもっていきたいという方向で、今県のほうは動いているところでございます。

それでおかつ船の絶対数が今下田港の係留施設が充足しておりません。そこについて、県のほうでも新たな係留施設の新規設置に向けて検討していくという形で、今動いているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 今後の課題として県が一つの許可制を取って、その体制を進めていくというのはぜひそうしていただきたいと思っておりますけども、現実には8隻の船がそこに不法に放置されてるという現状をどう解決するかということについては、その課題に答えていないと私は思うわけです。既に8隻のうち何隻かは、会社が倒産をして所有権がないと。新たに付けておられた2隻はほかの外国にその船を古い船として売りたいというので、そこに係留してあるんだとこういう経緯もあろうかと思っておりますけども、全くこの会社として倒産してしまって、そこに放置されてるという船は、やはり公的な機関等が撤去をするという取組をしませんとそこに放置されたままだということは解決ができないんじゃないかと私は思うんですけども、許可制にすれば今放置されている8隻の不法係留船が撤去できるとはとても私は考えられませんけども、どういう論理でそれが解決できるということになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほど沢登議員から、確かに個人の権利とかあるいはいろんな法律とかあるからそう簡単じゃないだろうというふうにおっしゃった。ですから、おっしゃるとおりなんです。今目の前にあるリスクとして、沈没船を撤去すべきである。これはもうみんな分かっている、ただし、それに踏み出すには様々な法的な手続が必要となると。

具体的に言いますと熱海の土砂災害の事例がある意味私たちに一つの教訓を与えているんですけども、半分やられて残りの半分残ってたんです。残りの半分があったのに、あれを撤去するのに時間が相当かかっていました。最終的には行政による代執行というふうなことになって、それに対して所有者側は逆に県を訴えているという、そういうふうな状況にござ

います。その手続がその複雑で、やっぱり私の権利がすごく保護されているこの国の中で、どこまで行政がじかに踏み込むことができるのかというのは、行政に私もいた側として痛いほど分かっていて、ですから、知事に直接訴えまして景観障害はもとより河川の流水阻害にもなるし、津波のときのリスクにもなるんで、これはもう可及的速やかにお願いたしたいというふうにお願いたしたところでございます。港湾局長は、これに対して非常に問題意識を高く強く持っていただいております。それで何度もお会いしているんで、先ほども知事のとときに、港湾局長にと申し上げたんですけど、すみません、知事のとときには一緒にいなくて、また別途のとときに私は何回かお会いしてまいりました。実際、そこにいてくれた関係者としては、土木事務所の所長さん、それと県庁の港湾企画課長でございました。そういう人たちから知事からこういう言葉が出たということで、私たちもこれから思い切って頑張っていきたいと思っておりますという言葉をいただいております。

これからも連携して、目の前の危機を少しでもリスクを下げるということに、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 沢登議員。

○12番（沢登英信） 市長自らいろいろ局長や知事に働きかけていただいて、この問題を解決しようという姿勢については敬意を表したいと思うわけです。

しかし、やはりこれも放置しておいていいわけではございませんので、やはり一定の期限を区切ってこうこうこういう整理をしていけば何年後には解決するよとこういうフォローと  
いうか、流れというんでしょうか、そういうものを局長さんともきっちりお話をいただいて解決のための手だてを取っていただきたいと。恐らく私の勝手な推測ですけど、こういう問題は下田港だけに限らず、港を抱えている自治体は多かれ少なかれ同じような課題をお持ちになって困ってるんじゃないかと思っておりますので、ぜひとも国の手だてや財政も借りて解決ができますように、お願いをしたいと思うところでございます。

要望ということで、終わりたいと思っております。

○議長（中村 敦） これをもって、12番 沢登英信議員の一般質問を終わります。